

平木小学校いじめ防止基本方針

西宮市立平木小学校

Ⅰ 本校の方針

本校は、学校教育目標として、「自ら学び、心豊かにたくましく生きる子どもを育てる」ことを掲げ、信頼される学校づくりを目指している。西宮市のほぼ中央に位置し、全校生約430名の小規模校である。小規模校であるメリットを生かし、全校生を12の縦割り班グループに編制して行う平木タイムや縦割り清掃などの活動を推進し、好ましい人間関係づくりに努めている。

全ての子どもたちが、楽しく充実した学校生活を過ごせるよう、子どもたちの人権を著しく損なういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

いじめとは、児童に対して、当該児童が本校に在籍する者同士等、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものである。

いじめについては、「いじめは、どの児童にも、どの学級にも学校にも起こり得る、誰もが加害者にも被害者にもなり得る」「いじめは人権侵害であり、人として決して許されるものではない」という認識をすべての教職員が強く持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを許さない学校づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員等で構成される「いじめ対策委員会」を基盤として組織的に対応していく。いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を速やかに行い、いじめ解決に向けた指導を進めていく。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックを行う。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間を通した指導計画を考えていく。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、心に大きなダメージを受けた場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会を中心に組織的に調査し、事態の解決に当たるが、事案によっては、市教育委員会に支援を求めるとともに、学校問題解決支援チームの派遣を要請する。

5 その他の事項

信頼される学校づくりを目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開をし、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や学校評議員、教育連携協議会等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

指導体制及び関係機関

